

阪南市財政健全化計画

計画期間：平成 29 年度～平成 33 年度



平成 29 年 10 月

財務部 財政課

目 次

〔1〕 健全化計画策定の背景	・・・・・・・・・・・・	1
〔2〕 本市を取り巻く環境と本市の財政状況	・・・・・・・・・・・・	2
〔3〕 本市の財政指標	・・・・・・・・・・・・	7
〔4〕 本市財政の将来予測	・・・・・・・・・・・・	12
〔5〕 財政の健全化に向けて	・・・・・・・・・・・・	16
〔6〕 財政健全化に向けた取組項目	・・・・・・・・・・・・	18
〔7〕 財政用語集	・・・・・・・・・・・・	20

※ 本計画における数値は、決算統計で用いた数値より算出しています。

〔1〕健全化計画策定の背景

本市ではこれまで、職員各位の尽力により、平成 14 年度、平成 18 年度の 2 度にわたり財政再建実施計画を策定するとともに、平成 17 年度には集中改革プランを策定し、行財政改革に取り組んできました。

しかしこの間は、将来を見通したハードの整備やソフト事業の展開等を相当制限しながら緊縮した財政運営を行わざるを得ず、財政の健全化が達成される一方で、今後の施策の進展に課題を残した状態となりました。

そのようななか、平成 23 年 3 月には東日本大震災が発生したことから、東南海・南海地震に備えるため、未耐震義務教育施設の耐震化など防災対策事業を最重要施策として取り組み、一方で、少子化に伴う人口減少社会が全国的な問題となるなか、本市においても、国が打ち出した「まち・ひと・しごと総合戦略」による補助事業を活用し、少子化・人口減少対策事業に積極的に取り組んだところです。

その結果、平成 24 年度以降は、それまでの行財政改革により積み立てた財政調整基金を活用し、歳入を上回る事業予算を執行する行財政運営を行っています。

また、老朽化する公立保育所・幼稚園については、国の地方創生事業を活用して旧家電量販店建物を認定こども園とする事業計画により、国の補助金を活用した対策を講じることができるとの計画を推進しました。しかし、平成 29 年 5 月にこの計画を中止したことから、建物購入時に交付を受けた国の交付金と地方債（総額約 3 億 7,000 万円）を一括償還することとなりました。

このような行財政運営に加え、今後、国が示す「経済・財政再生計画」により、地方交付税などの削減が見込まれることから、財政基盤が脆弱な本市では、このままの行財政運営を継続すれば平成 31 年度には実質収支が赤字に転落し、平成 33 年度には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）（以下、「地方財政健全化法」という。）に規定する早期健全化基準（イエローカード）を超過する見通しとなりました。

そこで、財政規律を確保した予算編成が堅持できるよう、毎年度の歳入予算額を見据えつつ歳出予算を計上するなど、編成の仕組みを改めるとともに、総合計画に定める「持続可能な発展を支える行政経営のまち」を実現するため、このたび本財政健全化計画を策定しました。

今後、予算編成の基礎となる行政経営計画については、本計画の目標達成を視野に入れつつ策定を行い、各施策に取り組んでいきます。

〔2〕本市を取り巻く環境と本市の財政状況

① 本市財政を取り巻く環境

○ 少子高齢化の進展

本市における65歳以上の高齢者人口の割合は、本年4月末で30.0%となっており、全国平均を上回るペースで高齢化が進んでいます。高齢化の進展は、医療費や扶助費といった社会保障関連費の増加につながります。社会保障関連費については、平成18年度から平成28年度の10年間において一般財源ベースで11億8,800万円（167%）増加しており、今後も増加することが予想されます。

また、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は減少し続けており、市税収入の根幹である個人市民税の将来にわたる減少が懸念されます。

○ 人口減少

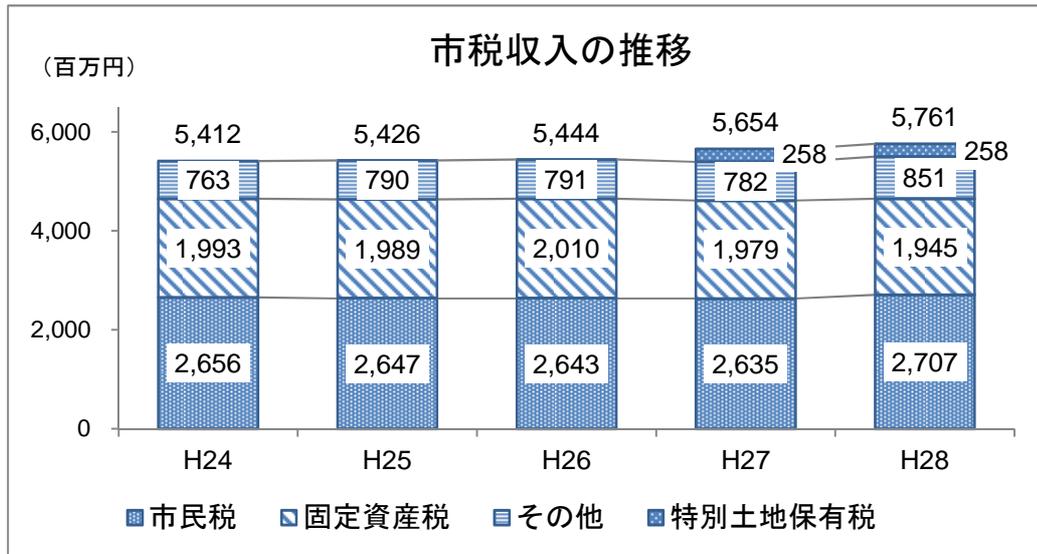
本市の人口は、平成14年の約6万人（住基人口）をピークに減少を続け、本年3月末には約5.5万人となっています。人口減少は、生産年齢人口の減少に伴う個人市民税の減少だけでなく、普通地方交付税額の減少にもつながります。（普通地方交付税額については、平成27年度で試算すると約2億円の減少となっています）。

○ 公共施設・インフラの老朽化

本市においても高度成長期に整備した公共施設、インフラが数多く存在し、これらの今後の維持補修・更新費用は、公共施設等総合管理計画では今後40年間で1,244億円と試算されています。これらは、潜在的な本市の負担額であり、計画的な取組により、この負担額を減少・平準化させることが不可欠となります。

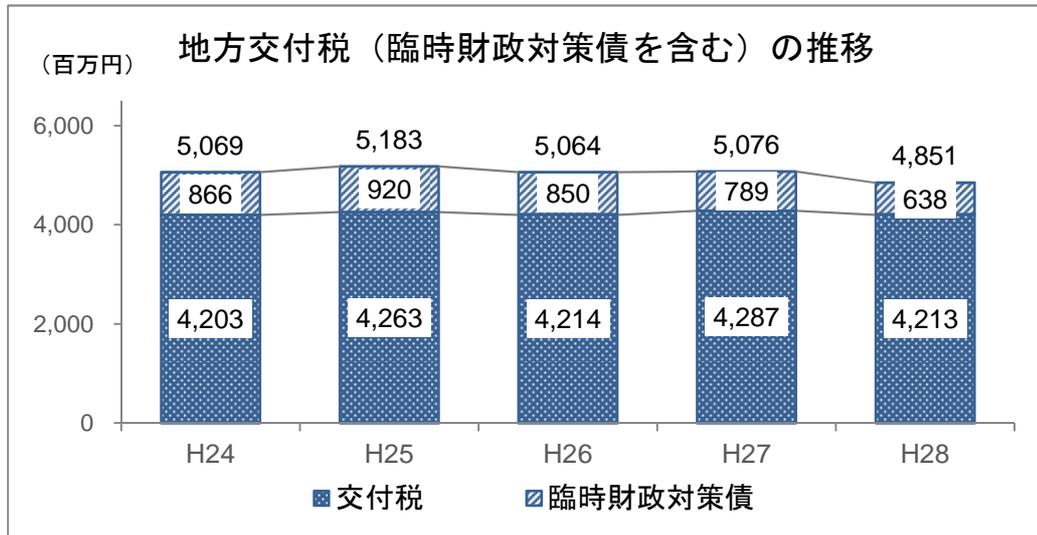
② 主な「歳入」の状況（市税、地方交付税、各種交付金）

市税収入の推移〔図1〕は、平成27、28年度は特別土地保有税額の収入により一時的な増額となっていますが、その他の市税収入額は概ね横ばいとなっています。平成28年度の市民税の伸びは、法人市民税の増額によるものです。



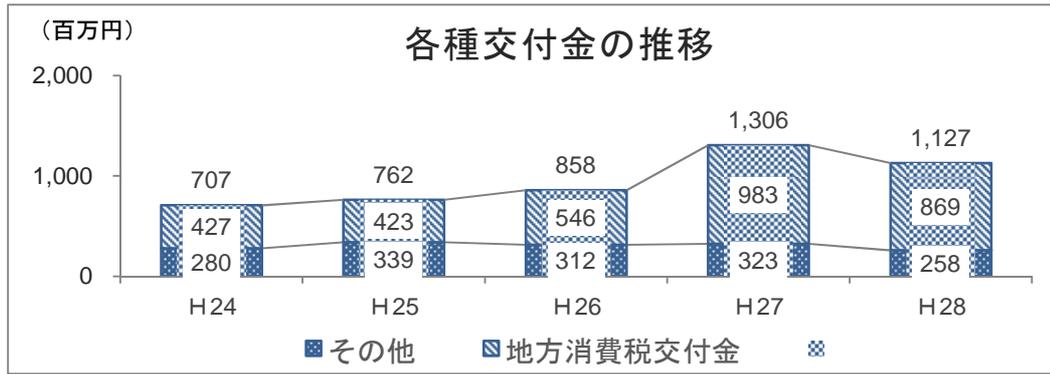
〔図 1〕

地方交付税（臨時財政対策債を含む）の推移〔図 2〕は、平成 25 年度をピークとして減少傾向にあります。少子高齢化などにより平成 22 年度から平成 27 年度の国勢調査人口が大きく減った結果、平成 28 年度の交付税額に影響を及ぼしています。



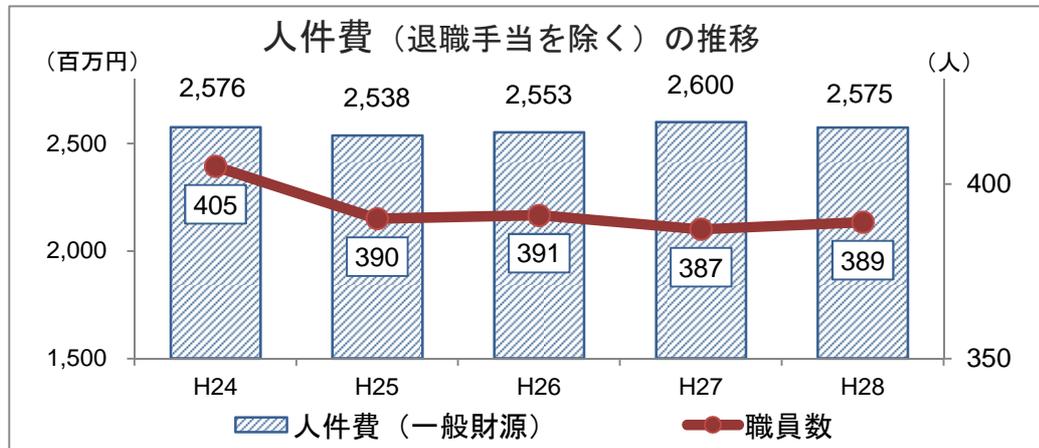
〔図 2〕

各種交付金の推移〔図 3〕は、平成 26 年 4 月からの消費税増税に伴って地方消費税交付金が増加しましたが、景気の変動などにより平成 28 年度は減少しています。



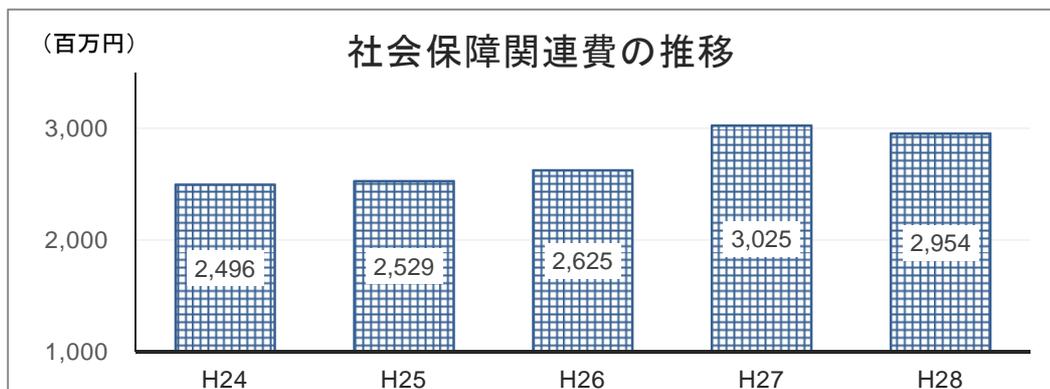
〔図 3〕

- ③ 主な「歳出」の状況（人件費、社会保障関連費、公債費（一般財源ベース））
 人件費（退職手当を除く）の推移〔図 4〕は、概ね横ばいで推移しています。



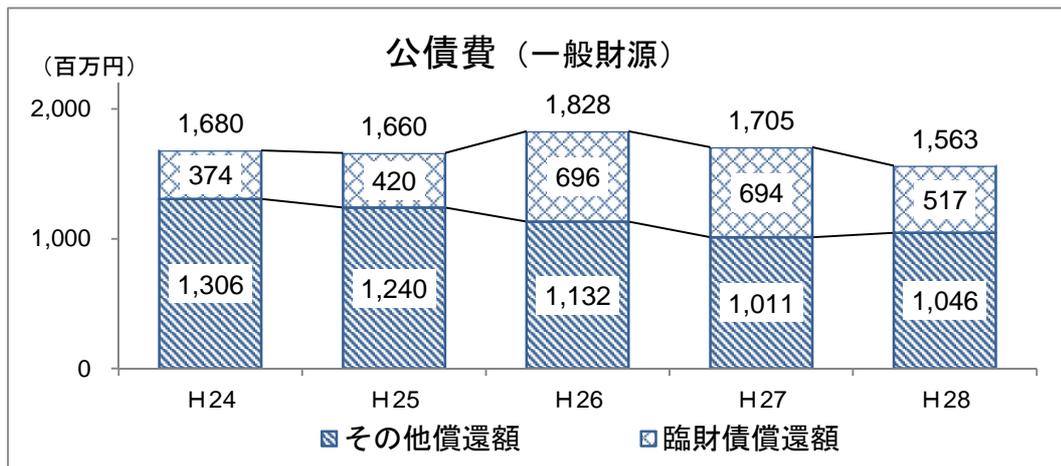
〔図 4〕

社会保障関連費の推移〔図 5〕は、国庫支出金、府支出金等の特定財源の増減に応じ、一般財源の支出額の増減がありますが、全体としては少子高齢化の進展につれて増加傾向にあります。



〔図 5〕

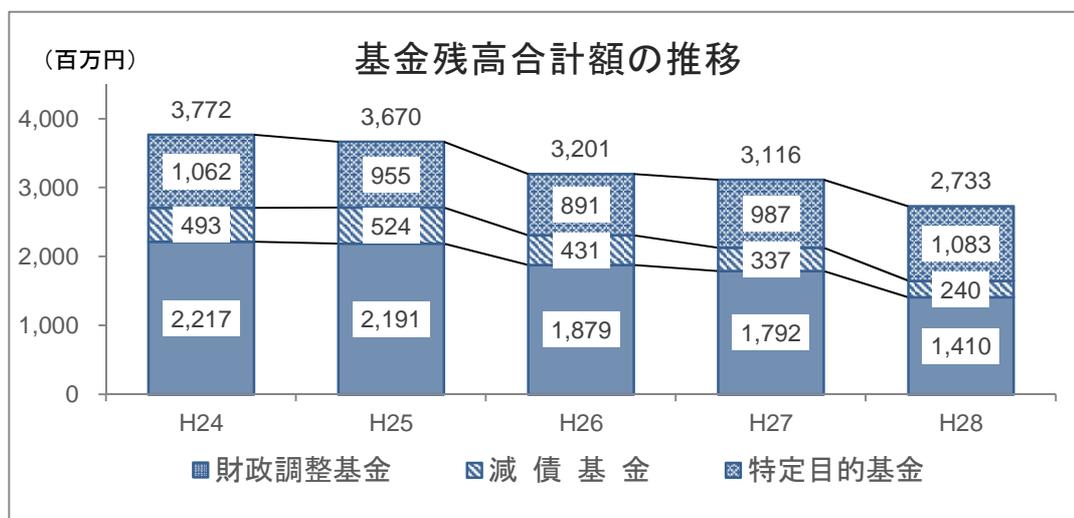
公債費の推移〔図6〕は、平成26、27年度は将来の公債費を平準化するため繰り上げて償還したことから増加していますが、その他は概ね横ばいで推移しています。今後は、義務教育施設の耐震化事業の起債や臨時財政対策債の償還などが重なり、平成32年度にピークとなり、その後は減少する見込みです。



〔図6〕

④ 「基金残高」の状況

基金残高合計額の推移〔図7〕は、平成23年度までの財政再建の取組で積み立てた基金を活用して事業を実施したため、財政調整基金を五年連続で取崩すこととなりました。しかし本来、財政調整基金は年度間の財源不足を補うためのものであり、災害時の緊急の支出に備えて残高を確保する必要があります。そのため、今後も続けて財政調整基金を事業に活用し続けることは財政の悪化を招くことになります。

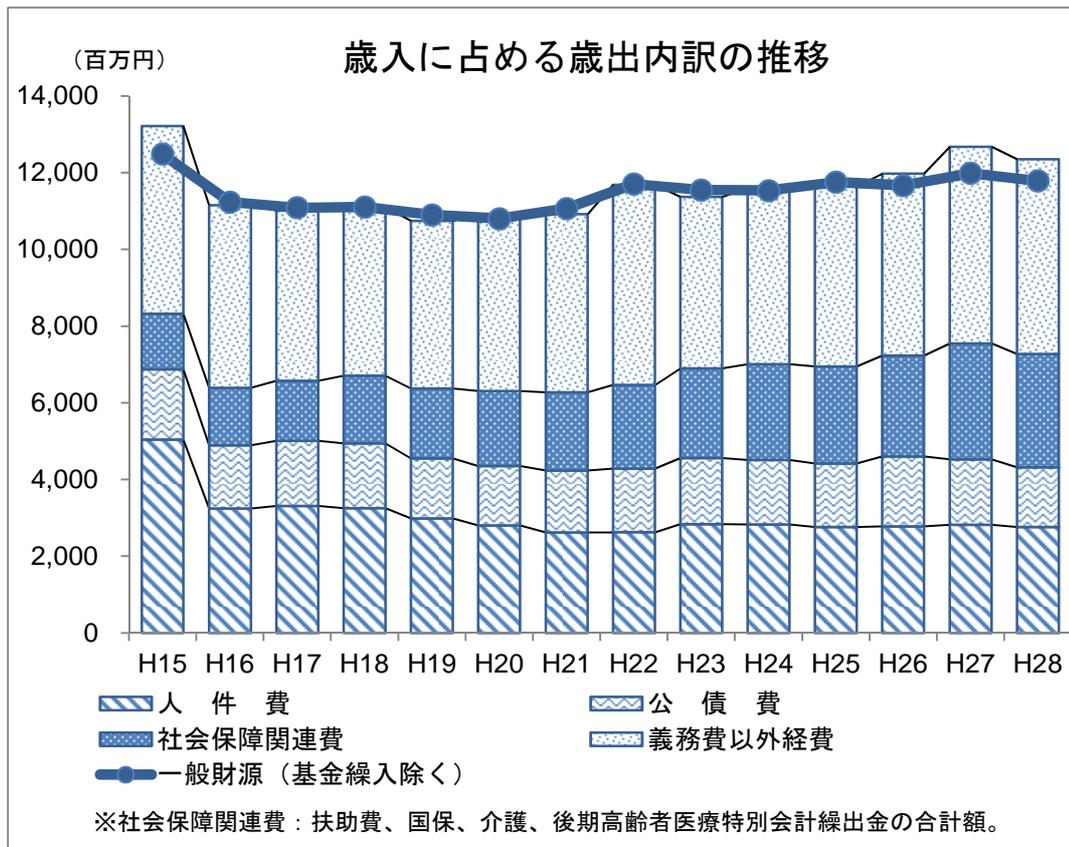


〔図7〕

⑤ まとめ

少子高齢化、人口減少、公共施設・インフラの老朽化が進行するなか、歳入については、主要な市税収入、地方交付税等の大幅な増額が見込めない状況です。一方で歳出については、義務的経費における人件費、公債費が若干の増減がありながらも概ね横ばいで推移しているのに対し、社会保障関連費は一貫して増加しています〔図8〕。

今後、本市の財政状況はさらに厳しい局面に向かうことが想定されることから、歳入の推移を見極めつつ、増加する社会保障関連費を踏まえた予算を編成することが必要となります。



〔図8〕

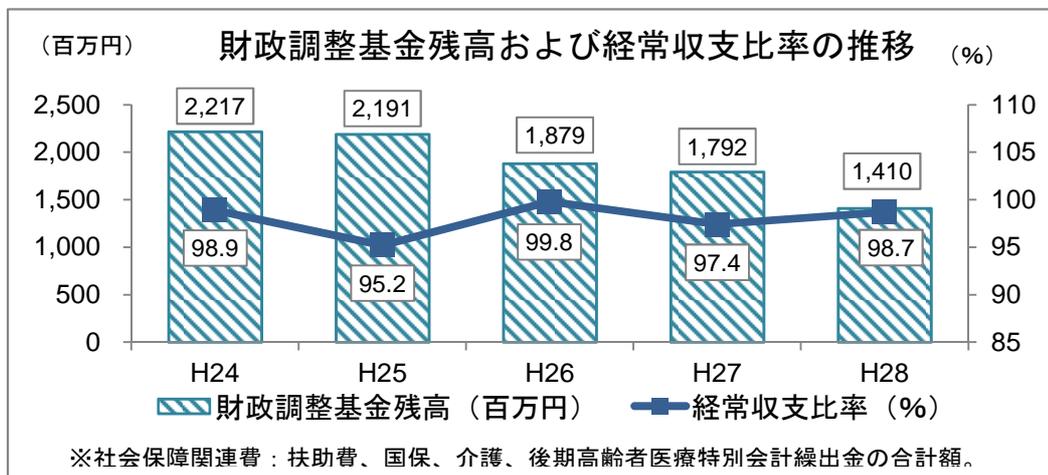
〔3〕本市の財政指標

① 経常収支比率、財政調整基金残高

市税や普通交付税交付金などの経常一般財源のうち、人件費・扶助費・公債費などの経常経費に充てられる一般財源の割合である経常収支比率の推移は〔図9〕のとおりです。平成28年度は地方消費税交付金の減少、繰出金の増加などにより98.7%となり、平成27年度より1.3ポイント悪化し、依然高い水準に留まっています。

財源調整に使用できる財政調整基金の平成28年度末残高は、平成27年度と比べて3億8,200万円減少し、14億1,000万円となっています。

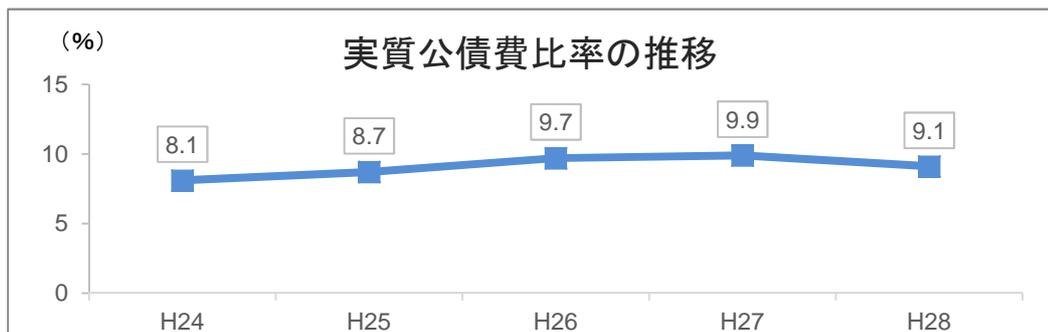
決算において、継続的に財政調整基金の取崩しを行わないことが、持続可能な財政運営にとって不可欠です。



〔図9〕

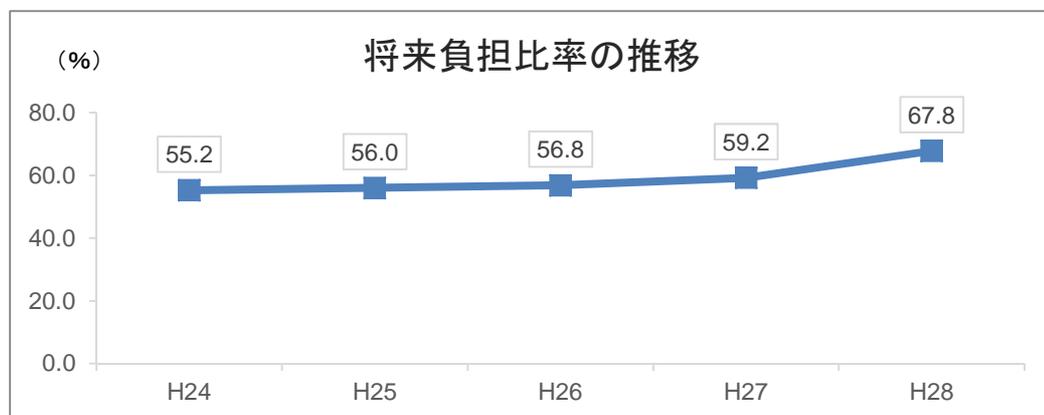
② 実質公債費比率、将来負担比率

実質公債費比率〔図10〕は、主にこれまで発行した地方債（公営企業分、一部事務組合分を含む）の償還額に応じて変動していますが、概ね8~10%の間を推移しています。公債費は新たな起債を抑制することで増加を抑えられます。なお、平成28年度決算における実質公債費比率は、早期健全化基準には至っていません。



〔図10〕

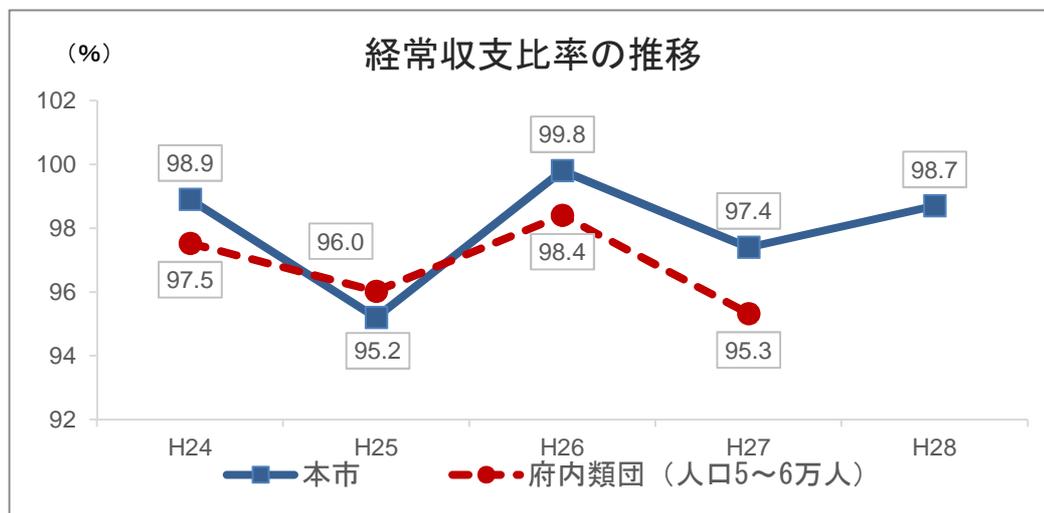
将来負担比率〔図 11〕は、地方債残高やその償還額に充当できる財源の額に応じて変動します。近年は地方債発行額の増加、基金残高の減少に伴い、比率が上昇しています。平成 28 年度における将来負担比率も、早期健全化基準には至っていません。



〔図 11〕

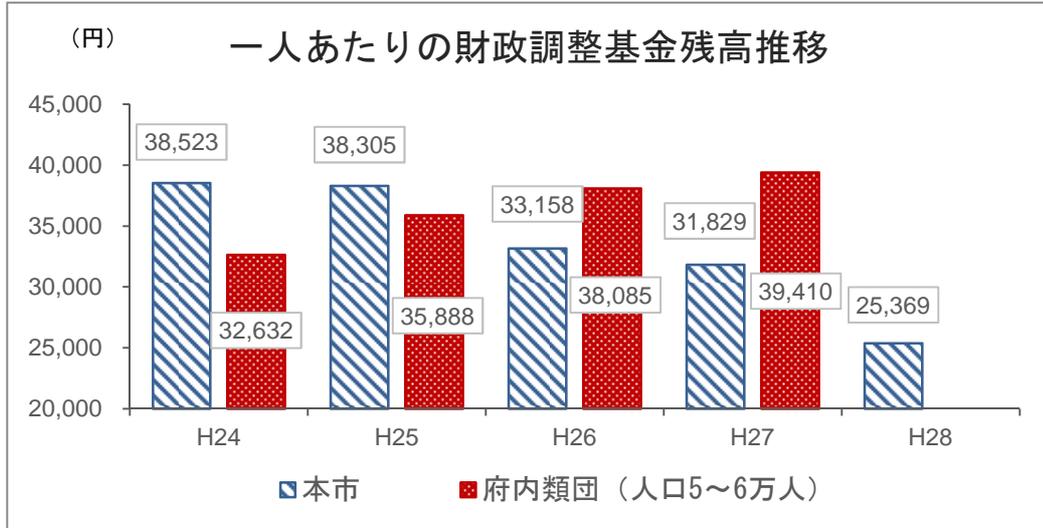
③ 各指標等における類似団体との比較（府内類似団体（人口 5～6 万都市）平均との比較）

経常収支比率の推移を府内類似団体と比較〔図 12〕すると、平成 25 年度以外は本市が府内類似団体平均を上回っており、本市は府内類似団体平均に比べて財政が硬直化しています。



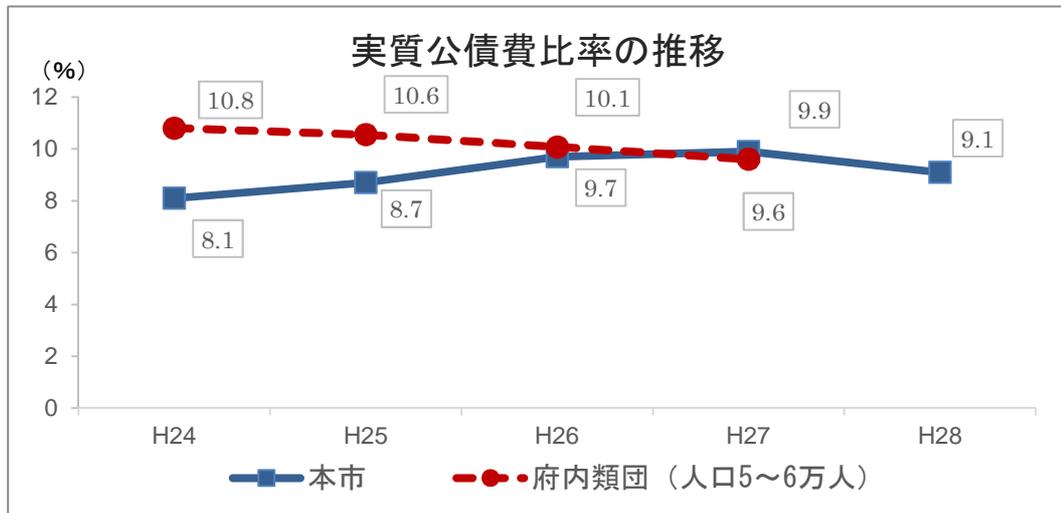
〔図 12〕

一人あたりの財政調整基金残高の推移〔図 13〕は、平成 26 年度以降は府内類似団体平均を下回るとともに、その乖離幅も拡大しており、本市は府内類似団体平均に比べて財政調整基金に依存した財政運営となっています。



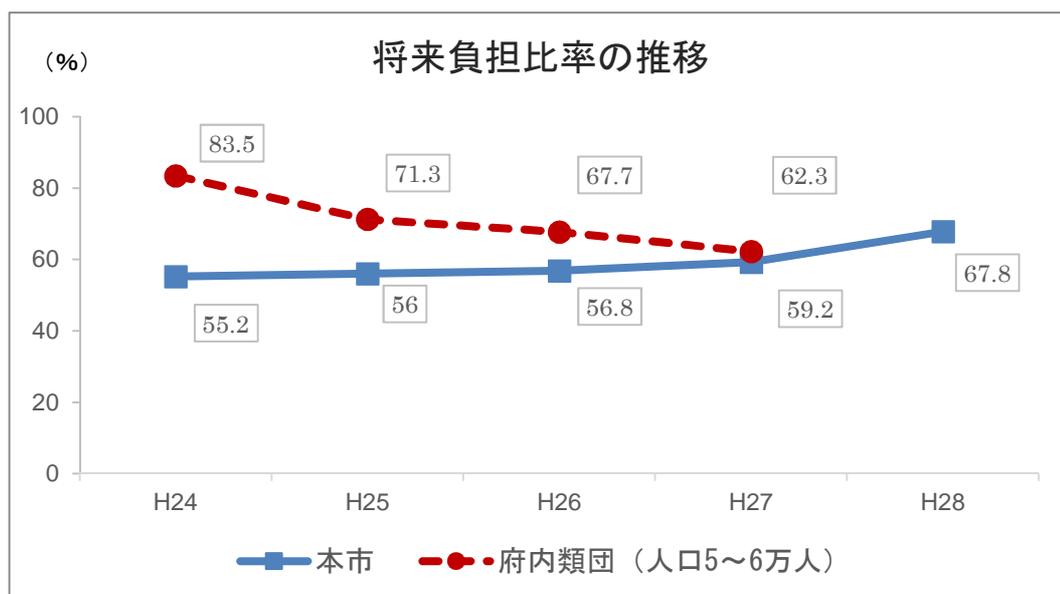
〔図 13〕

実質公債費比率の推移〔図 14〕は、府内類似団体平均が下降傾向にあるなか、本市は上昇傾向にあり、平成 27 年度は府内類似団体平均を上回っています。これは、財政再建時期に抑制していた投資的事業、例えば義務教育施設の耐震化を進めたことによる地方債や、臨時財政対策債の償還額の増加が影響しています。



〔図 14〕

将来負担比率の推移〔図 15〕は、実質公債費比率の推移と同様に、府内類似団体平均は下降傾向にありますが、本市は上昇傾向にあります。これは、実質公債費比率の推移と同様、義務教育施設等投資的事業にかかる地方債や臨時財政対策債により地方債残高が増加したこと及び基金残高が減少していることが要因です。



〔図 15〕

④ まとめ

地方財政健全化法で定める財政健全化指標でみると、本市はいずれも早期健全化基準には至っていません。しかしながら、経常収支比率は恒常的に90%後半で推移しており、財政調整基金残高も平成24年度以降5年連続で取り崩しが続くなど、決算における収支不足の発生に課題を抱えています。

各指標の改善のためには、歳入に見合う歳出を考えるなかで経常的経費の抑制に取り組み、また投資的事業の精査、抑制による償還額の軽減（充当財源の確保、交付税算入）を考慮することが欠かせません。

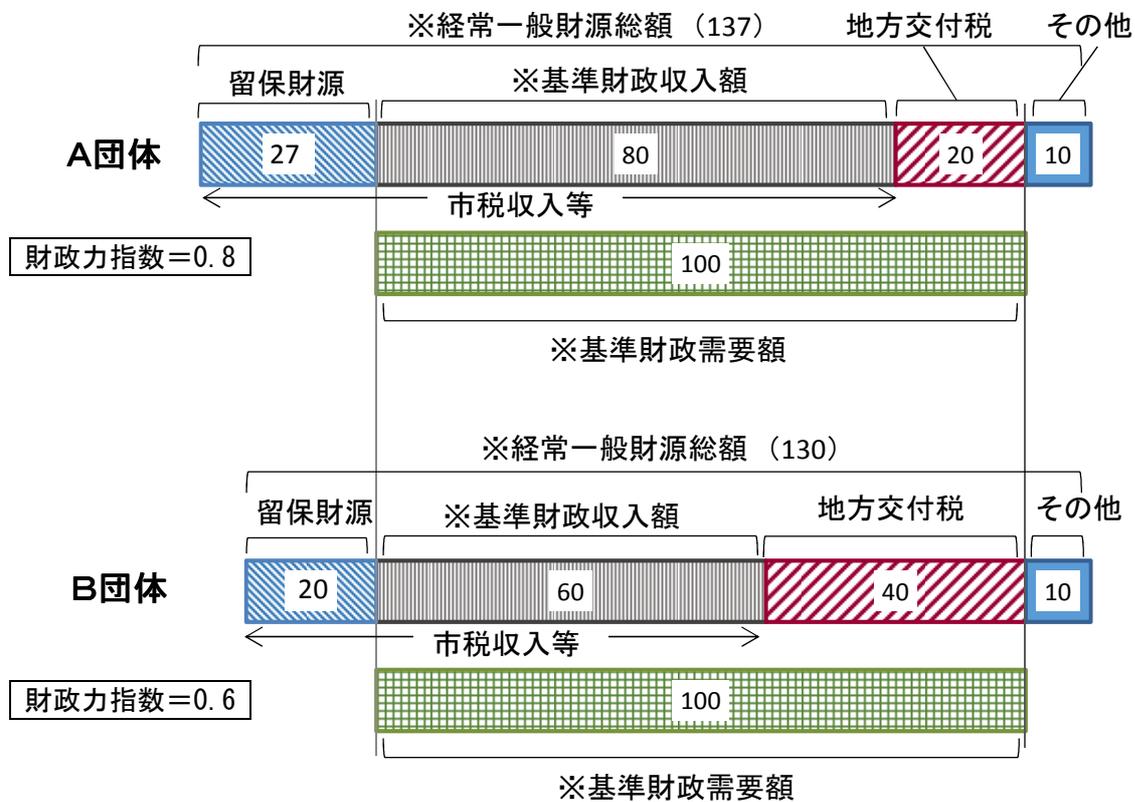
〔表：平成28年度 財政健全化指標〕

(単位: %)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
H28年度	-	-	9.1	67.8
早期健全化基準	13.21	18.21	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	



ワンポイント！「財政力指数と経常収支比率について」

財政力指数（基準財政収入額／基準財政需要額）が0.8のA団体と、0.6のB団体の経常収支比率について比べてみます（他の収支額は同じと考えます）。



- いずれの団体も「経常経費充当一般財源額」を「125」とした場合、経常収支比率は5ポイントも変わります。

$$\left[\begin{array}{l} \text{「A団体」の経常収支比率} = \frac{125}{137} \div \underline{\underline{91.2\%}} \\ \text{「B団体」の経常収支比率} = \frac{125}{130} \div \underline{\underline{96.2\%}} \end{array} \right.$$

- 本市は脆弱な財政基盤のため、財政力指数が低く、上記例ではB市に近い状態です。財政力指数が高い団体と比較すると、同じ行政サービス（財政需要額）でも、経常収支比率が高い状態になります。

本市が経常収支比率を抑制するためには、経常的経費を抑制（=経常経費充当一般財源の削減）する努力が欠かせません。

- ※ 留保財源：基準財政収入額に算入されない市税収入等（市税収入等の25%分）。
「留保財源 = 基準財政収入額×4/3－基準財政収入額」で算出。

〔4〕本市財政の将来予測

今回の中期財政シミュレーションでは、平成 28 年度決算を元に、以下の条件により平成 29 年度から平成 33 年度までの決算見通しまでを推計しました。

① 共通事項

- 対象とする会計は普通会計です。
※「普通会計」とは、全国の自治体の財政状況を比較するために用いられる地方財政統計上の統一的な会計区分をいいます。
- 現時点において見込む事業、体制を算出の基礎としています。

② 歳入

科 目	前提条件等
一般財源	
市税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度に基づき推計。 ・ 個人市民税は、これまでの平均の伸び率に基づき推計。 ・ 法人市民税は、これまでの平均の伸び率に基づき推計。 ・ 固定資産税は、3 年ごとの評価替えを見込んで推計。 ・ 軽自動車税は、H28 年度税制改正の税率引き上げを加味して推計。
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通交付税は、H29 年度算定値と同額で推計。 ・ 特別交付税は、H28 年度実績をベースに事業に伴う算入分を加算して推計。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方譲与税、各種交付金は H28 年度実績を基本に推計。 ・ 地方消費税交付金は、H31 年 10 月からの消費税率の引き上げに伴う増加を見込んで推計。
特定財源	
国庫支出金 府支出金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扶助費にかかる支出金は、推計額の増減に伴い推計。 ・ 投資的経費にかかる支出金は、現時点で見込む事業費の財源の試算から推計。 ・ その他の支出金は、H28 年度実績を基本に推計。
市債	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で見込む事業費の財源の試算から推計。 ・ 臨時財政対策債は、H29 年度算定値と同額で推計。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付金については、ふるさとまちづくり応援寄付金を H29 年度当初予算額から増加傾向で推計。 ・ 繰入金については、H29 年度に地域福祉基金廃止に伴う一般財源への繰入額を見込む。

	<ul style="list-style-type: none"> • その他の分担金及び負担金、使用料、手数料については H28 年度実績を基本に推計。
--	---

③ 歳出

科 目	前提条件等
義務的経費	
人件費	<ul style="list-style-type: none"> • 阪南市職員定員管理計画を基本に推計。 • 議員定数 2 名削減（H29 年 6 月議会）を見込む。 • H32 年 4 月法改正は反映しない（非常勤職員賃金等）。 • 退職手当金は、定年退職予定者数を見込んで推計。
扶助費	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉費は、過去の実績等により伸び率 5.4%で推計。 • 老人福祉費は、過去の実績等により伸び率 4.2%で推計。 • 児童福祉費は、少子化等により横ばいで推計。 • 生活保護費は、過去の実績等により伸び率 2.5%で推計。 • その他は、横ばいで推計。
公債費	<ul style="list-style-type: none"> • 既発債は、償還予定額。新発債は、現時点で見込む事業費の財源の試算から推計。 • H29 年度は、旧家電量販店にかかる起債の繰上償還分 174,400 千円を見込む。
投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> • 現時点で見込む事業費の財源の試算から推計。
その他経費	
繰出金	<ul style="list-style-type: none"> • 国民健康保険特別会計は、赤字解消のための繰出金を H31 年度で終了すると見込み推計。 • 介護保険特別会計、下水道事業会計は、各事業シミュレーションに基づき推計。 • 後期高齢者医療特別会計は、過去の実績等により伸び率 3.0%で推計。
負担金	<ul style="list-style-type: none"> • 泉南清掃事務組合、泉州南消防組合の繰出金を含めて推計。
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 物件費は、H31 年 10 月からの消費税率引き上げに伴う増加を見込んで推計。 • 委託料は、経常的なものに現時点で見込む増減を加味して推計。 • H29 年度は、旧家電量販店にかかる地域再生戦略交付金返還金 193,860 千円を見込む。 • 積立金、投資及び出資、貸付金については、H28 年度実績を基本に推計。

④ 中期財政シミュレーション

【単位：百万円】

		H28 決算	H29	H30	H31	H32	H33
歳入	一般財源	12,360	11,933	12,318	11,849	11,880	11,797
	市税	5,761	5,451	5,385	5,431	5,472	5,391
	地方交付税	4,851	5,022	5,037	5,023	5,025	5,022
	その他	1,749	1,461	1,896	1,395	1,383	1,383
	特定財源	6,426	7,340	5,184	5,519	5,028	5,165
	国支出金	3,452	3,126	2,668	2,927	2,740	2,775
	府支出金	1,353	1,304	1,377	1,396	1,440	1,435
	市債	942	1,829	646	646	345	453
	その他	680	1,082	492	551	503	502
	前年度繰越金	203	458	0	0	0	0
歳入合計	18,990	19,731	17,502	17,368	16,908	16,962	
歳出	義務的経費	9,092	9,342	9,135	9,218	9,354	9,389
	人件費	3,038	3,069	3,099	3,050	3,049	3,140
	扶助費	4,484	4,497	4,396	4,490	4,586	4,686
	公債費	1,570	1,776	1,640	1,678	1,719	1,563
	投資的経費	1,785	2,670	844	1,119	603	736
	その他経費	7,655	7,719	7,522	7,589	7,588	7,546
	繰出金	3,043	3,120	3,181	3,248	3,239	3,252
	国保	698	668	684	699	615	601
	下水	583	644	653	639	690	661
	その他	1,762	1,808	1,843	1,909	1,935	1,989
	負担金	1,040	1,091	1,141	1,113	1,134	1,112
	その他	3,572	3,509	3,200	3,228	3,215	3,182
	前年度繰上充用金	0	0	0	0	558	1,196
歳出合計	18,532	19,731	17,502	17,926	18,104	18,867	
単年度収支	82	▲282	0	▲558	▲637	▲709	
実質収支	282	0	0	▲558	▲1,196	▲1,905	

積立基金残高	2,613	1,745	1,001	835	856	847
財政調整基金	1,410	908	139	0	0	0
減債基金	240	270	300	330	360	360
公共公益基金	611	448	429	414	400	386
その他	352	120	132	91	96	101

※ 表において、端数調整により、合計と内訳などが一致しない場合があります。

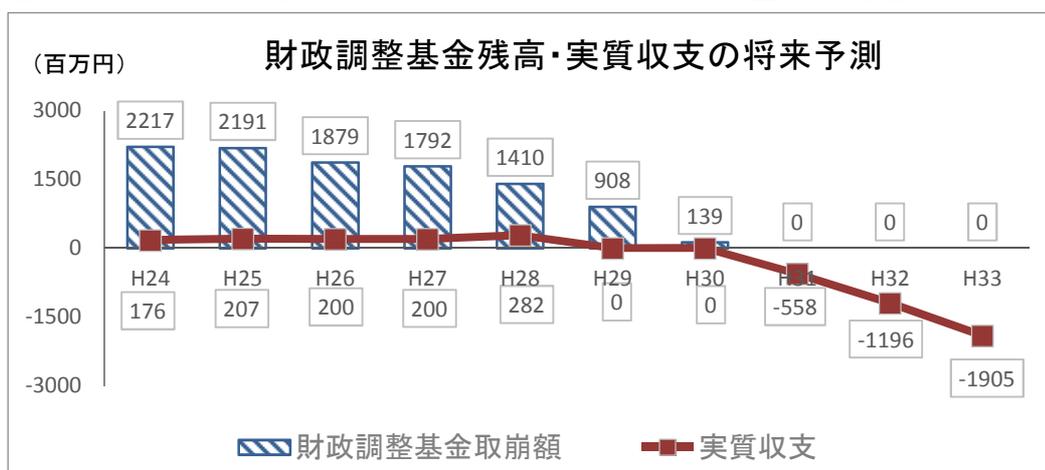
本シミュレーションでは、現状の行財政運営を継続した場合、平成31年度には実質収支が赤字となり、平成33年度には赤字額が早期健全化基準を上回るという将来見通しが示されています。

そこで、改めて予算編成から予算の執行に至るまで見直しを行い、財政運営の健全化に取り組む必要があります。

なお本シミュレーションでは、子育て施設の耐震、長寿命化の事業費は含んでおらず、これらの取組を行う場合には、より一層の健全化を進める必要があります。

⑤ 財政調整基金残高と実質収支の将来予測

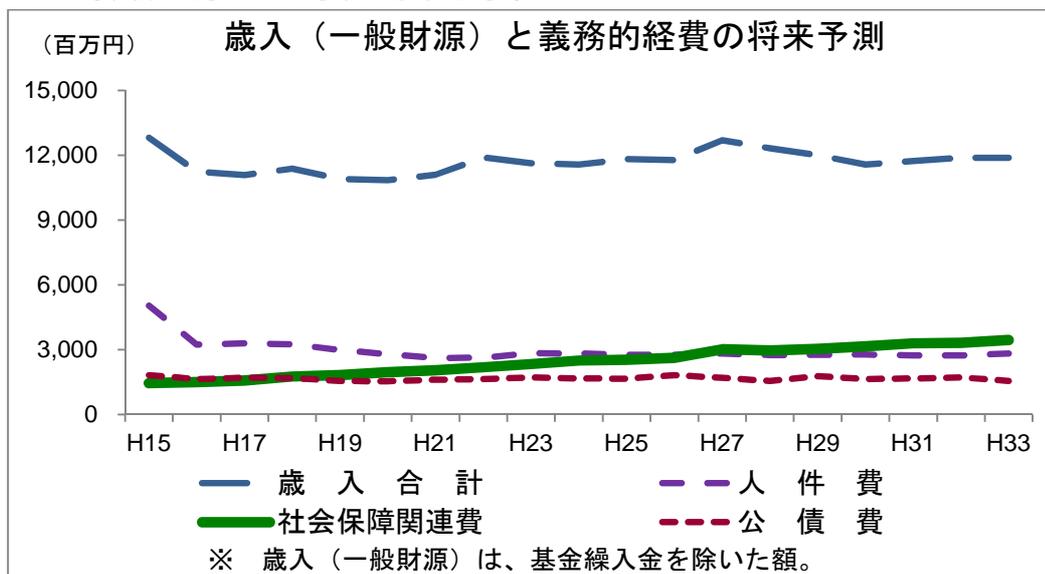
財政調整基金残高と実質収支の将来予測〔図 16〕は、平成 24 年度以降 5 年連続で取崩しが続き、今後もこのような行財政運営を継続すると、平成 31 年度には枯渇する見通しです。その後は財政調整基金残高がゼロとなり、財源調整ができなくなるため、実質収支において赤字が発生する見通しです。



〔図 16〕

⑥ 歳入（一般財源）と義務的経費の将来予測

平成 29 年度以降、人件費、公債費はほぼ横ばいで推移すると予測されるのに対し、社会保障関連費は急増する見通しです。社会保障関連費は義務的な経費であるため、今後の財政運営においてはこの伸びを考慮し、一般財源の確保と支出の抑制に努める必要があります。



〔図 17〕

〔5〕 財政の健全化に向けて

これまで述べたように、本市の財政状況は、平成 24 年度以降は財政調整基金を取崩しての運営が続いています。この要因は、社会的な事情としては、少子高齢化の進展に伴う社会保障関連費の増加があり、本市の事情としては、税収（なかでも法人市民税）が少なく、低い財政力指数に表わされる通り脆弱な財政基盤での、公債費の伸びや事業費総額の増加などが挙げられます。

加えて、平成 27 年度に購入した旧家電量販店建物について、子育て施設としての利用を断念したことから、交付を受けていた国庫補助金とそれに伴う地方債を一括返還しなければならなくなったことも要因となっています。

これまでの行財政運営を継続すれば、中期財政予測で示すような赤字を計上することになり、行政サービスの廃止や大幅な見直しなど市民生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。そこで、本計画を策定のうへに財政の健全化に取り組むことで、今後も責任を持って行政サービスを提供し、持続可能な行財政運営に努めていきます。

- ① 期間 <短期>平成 31 年度末まで
 <中期>平成 33 年度末まで
- ② 目標 歳入の確保、歳出の抑制により、以下の各項目を実現します。

<短期的目標>

- 実質赤字比率 ⇒ 平成 31 年度決算で黒字を堅持
本市では、現時点で実質赤字比率が出ていないことから、今後においても実質収支において黒字を堅持するよう努めます。
- 財政調整基金取崩額 ⇒ 平成 31 年度決算で財政調整基金取崩しゼロ
財政の年度間調整を図る財政調整基金については、平成 24 年度以降 5 年連続で、決算において取崩しを行う状況（収支不足の状況）となっています。そこで、決算における収支均衡、財政調整基金取崩しゼロをめざします。

<中期的目標>

- 経常収支比率 ⇒ 平成 33 年度決算で 95.0%以下
本市の経常収支比率は近年では平成 22 年度を除いて 95%を超過しており、財政運営は恒常的に弾力性を失っている状況です。そこで、府内類似団体（人口 5 万人以上、6 万人未満）の平均値を目標に、持続可能な財政運営をめざします。

- 実質公債費比率（3年平均値） ⇒ 平成33年度決算で7.5%以下
公債費が既発債の償還であることから、短期的に公債費を下げることは容易ではありません。そこで、公債費の増額の抑制を中心に、適正な公債費残高となるよう努めます。
- 将来負担比率 ⇒ 平成33年度決算で50%以下
将来負担すべき実質的な負債を抑制するため、公債費の適正な管理（投資的事業の抑制）と基金等を確保することによる充当財源の確保により将来負担比率の良化をめざします。
- 新規発行事業債 ⇒ 平成33年度決算で平均3億円/年以下
新たな投資的事業に伴う市債発行額については、公債費の適正な管理の観点から毎年の増減を加味し、平成30年度以降平均で年間3億円以下をめざします。

財政指標	状況	目標
<短期的目標>	(H28年度末)	(H31年度末)
実質赤字比率	なし	黒字を堅持
財政調整基金取崩額	5年連続取崩	決算で取崩なし
<中期的目標>	(H28年度末)	(H33年度末)
経常収支比率	98.7%	95.0%以下
実質公債費比率（3年平均値）	9.1%	7.5%以下
将来負担比率	67.8%	50%以下
新規発行事業債	9億3,000万円	平均3億円/年以下

※ 新規発行事業債の取組は、平成30年度以降の取組。

〔6〕 財政健全化に向けた取組項目

前述の財政健全化目標達成のため、行政経営計画・実施計画を着実に実施するなかで下記項目について取組を行います。なお、下記項目の取組については、進行管理シートを作成し、確実な取組につなげます。

① 歳入の確保

1) 予算編成作業の見直し

事業費の積み上げから予算編成を行う手法を改め、中期財政シミュレーションより見積った次年度の歳入額を踏まえ、事業予算を見積って予算編成を行うことにより、財政規律を確保します。

2) 市税の確保

市税収入を確保するため、課税物件などを的確に把握するとともに、市税徴収率の向上を図ります。

3) 適正な受益者負担の実現

使用料・手数料に関する基本指針に基づき、受益者負担の公平性の観点から、使用料・手数料の適正化を図ります。

4) 遊休市有財産の処分

市の所有する遊休市有財産のうち、利活用の見込みがないものについては売却処分を進めます。

5) その他の収入の確保

(ふるさと納税／広告収入／クラウドファンディング等)

新たな収入確保の方策を模索し、市の事業実施に必要な財源の確保に努めます。

② 歳出の抑制

1) 人件費の適正な管理

職員定員管理計画等に基づき、定員の適正管理を進めるとともに、総人件費の抑制に努めます。

2) 事務事業の見直し

総合計画を実現するための行政経営計画にもとづき、市の施策・事務事業を毎年度見直すことにより、事業の課題解決、成果・効果の向上を図り、市民サービスの充実と持続可能な市政運営に努めます。

3) 計画的な投資的事業の実施

予算編成作業の見直しに合わせ、財政状況に見合った投資的事業を実施することで、公債費の抑制を図ります。また、新たな施設の整備事業については、事業開始年度までに総事業費の一般財源相当分を基金に積み立てます。

4) 補助事業の見直し

各種補助金等の内容や額について効果や公平性の観点から検討を加え、必要な見直しを行います。

5) 施設規模の適正化

市の抱える公共施設について、集約化、複合化、処分等により、公共施設の保有量と延べ床面積の最適化を図ります。

6) 外部委託の推進

市の事業につき民間のノウハウを導入し、より効率的な事業実施と市民サービスの向上及び総人件費の抑制に努めます。

③ その他項目

1) 特別会計の健全運営

一般会計のみならず、特別会計においても効率的な事務・事業の実施に努め、一般会計からの繰出金の抑制に努めます。

〔7〕 財政用語集

歳入に関わる用語

- 一般財源（いっばんざいげん）
用途に制限のない財源で、地方公共団体が自主的にその用途を決定できるものがあります。地方税、地方交付税、地方譲与税などが代表的なものです。
- 特定財源（とくていざいげん）
用途が特定されている財源で、国庫支出金、府支出金、地方債、使用料、手数料、分担金、負担金、用途が指定されている寄附金などです。
- 地方税（ちほうぜい）
地方税法、各地方自治体の条例により都道府県や市町村が徴収する税であり、市民税、固定資産税、軽自動車税などがあります。
- 地方交付税（ちほうこうふぜい）
財源の地域間格差を調整するため、国から地方自治体に交付される一般財源です。所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付します。地方交付税には、一定の算式により交付される「普通地方交付税」と災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別地方交付税」があります。
- 国庫支出金（こっこししゅつぎん）・府支出金（ふししゅつぎん）
国（府）が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称です。国が共同で責任を持つ事務に対して経費の一定割合を義務的に負担する国庫（府）負担金、特定の施策奨励または財政援助のための国庫（府）補助金、国（府）が行うべき事務を自治体に処理させる経費を交付する国庫（府）委託金、があります。
- 地方債（ちほうさい）・市債（しさい）
単年度に多額の財源を必要とする道路や学校といった社会資本整備などのために、地方公共団体が政府や銀行から年度を超えて借り入れる借入金です。長期の借入れを行うことで、社会資本を利用して便益を受ける後の世代の市民と、現在の市民の、公平な費用負担を可能にしています。
- 臨時財政対策債（りんじざいせいたいさくさい）
平成 13 年度に創設された地方債で、地方の財源不足を補てんするために、本来地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行する特例地方債のこ

とです（後年度の償還費については全額地方交付税の算定に算入されます）。

歳出に関わる用語

●性質別分類（せいしつべつぶんるい）

歳出の経済的性質による分類のことです。「義務的経費」としては、人件費、扶助費、公債費、「投資的事業」としては、普通建設事業費、災害復旧事業費などがあり、その他、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び前年度繰上充用金、予備費に分類されます。

●義務的経費（ぎむてきけいひ）

歳出のうち、支出が義務付けられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費をいいます。職員給与などの「人件費」、生活保護費などの「扶助費」、地方債の元利償還金などの「公債費」からなっています。義務的経費の割合が大きいほど、経常的経費が増大傾向にあり、財政構造の悪化につながりやすくなります。

●人件費（じんけんひ）

人件費とは、職員に支給される給与、退職手当のほか、市長や市議会議員などの特別職に支給される給与などの総額をいいます。

●扶助費（ふじょひ）

社会保障制度の一環として現金又は物品等の別を問わず、被扶助者に対して支給される費用です。生活保護法、児童福祉法等に基づくもののほか、地方公共団体単独の施策として行う法定外支出も含まれます。

●公債費（こうさいひ）

地方公共団体が発行した地方債（長期の借入金）の元金の返済や利子の支払いなどに要する経費です。

●投資的経費（とうしてきけいひ）

道路、橋りょう、公園、学校などの建設など社会資本の整備（普通建設事業費）に要する経費です。

基金に関する用語

●基金（ききん）

特定の目的のために、条例などによって維持され、積立てられる資金、財産をいいます。家計で言えば、貯金に当たります。

●特定目的基金（とくていもくてきききん）

教育施設の整備や公共公益施設の整備など、特定の目的の事業に充てるために設けられている基金です。本市では教育施設整備基金や公共公益施設整備基金が該当します。

●財政調整基金（ざいせいちょうせいききん）

災害の発生により多額の経費支出が必要になるなど不測の事態に備えたり、年度間の財源の不均衡を調整したりするために設けられている基金です。

●減債基金（げんさいききん）

地方債の償還を、計画的に行うために設けられている基金です。

指標に関わる用語

●経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）

財政構造の弾力性を判断する指標で、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される経常一般財源が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度経常的に支出される経常的経費にどの程度充当されているかの割合を示すものです。この数値が高まると財政構造が弾力性を失い、市独自の施策を実施する財源が不足していることを表します。

$$\text{経常収支比率（％）} = \text{経常経費充当一般財源額} / \text{経常一般財源総額} \times 100$$

●財政力指数（ざいせいりょくしすう）

地方公共団体の財政力を示す指標で、「基準財政収入額／基準財政需要額」の算式によって求められる数値の過去3カ年の平均です。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力の豊かな団体であるといえます。単年度の財政力指数が1を越える団体は、普通交付税の不交付団体となります。

●健全化判断比率（けんぜんかはんだんひりつ）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成21年4月施行）により地方公共団体に公表が義務付けられた、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標です。

●実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）

市の一般会計において、翌年度の歳入を繰り上げて充当したり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べたりなどの実質的な赤字が、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標です。

●実質公債費比率（じっしつこうさいひひりつ）

実質公債費比率とは、一般会計における借入金（地方債）償還額に、特別会計における地方償還額のうち一般会計負担分などを加えた実質的な公債費が、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標です。

●将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）

将来負担比率とは、一般会計等の地方債の残高や特別会計の地方債残高のうち一般会計負担見込額、また、職員の退職金支払見込額などに加え、土地開発公社など関係団体の負債などを含めた将来的な負担見込額が、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標です。

<参考>

本財政健全化計画で取り組むこととなった「財政健全化に向けた取組項目」については、毎年進行管理票により進行管理を行います。

■財政健全化計画 取組進行管理票

取組項目						
所管部署	部			課（室・施設）		
計画の内容						
効果・目標						
年次計画	内 容	H29	H30	H31	H32	H33
※（年次計画）内容の実施年度を矢印「→」で示してください。						
取 組 状 況						
計画の進捗状況	① 計画どおり ②計画より遅れている ③取り組めていない					
取組内容	H29					
	H30					
	H31					
	H32					
	H33					